

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年度

島本町立第二中学校

(いじめの定義)

いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。＜いじめ防止対策推進法第2条＞

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、「いじめは決して許されない」ということを生徒及び教職員が共通認識を持ち、さらに、保護者・地域他関係者と連携を図りながら、すべての生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、組織的に取り組むこととする。

(生徒の責務)

- ・ いじめは決して行ってはならず、また放置してはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、以下に定める基本施策を踏まえ、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、組織的に、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止・年間計画の作成

- ア 絆づくり、居場所作り、集団作りの取組推進
- イ わかる授業づくり
- ウ 授業を大切にする環境作り
- エ 規範意識の醸成
- オ 生徒会活動の活性化、体験活動の充実

② いじめの早期発見のための措置

- ア いじめ調査等
 - ・ 生徒対象 生活アンケート（いじめ防止・いごこちアンケート）
年3回（6月、11月、2月〈3年はなし〉）
 - ・ 二者懇談 年3回（いじめ防止・いごこちアンケート後） 三者懇談 年2回
 - ・ 部活動懇談会 年1回
- イ いじめ相談体制
 - ・ 通報、相談窓口の設置
 - ・ スクールカウンセラーの活用
 - ・ 二者懇談、三者懇談
- ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
 - ・ 生徒への情報モラル教育
 - ・ 保護者啓発

(2) いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止等の対策のための組織「生徒指導委員会」の設置

<構成員>

校長、教頭、首席、生徒指導主事、学年生徒指導担当、施設担当者、
児童生徒支援担当、養護教諭、SC、SSW

<活動>

- ・年間計画の作成に関すること
- ・生徒会と連携した生徒の主体的ないじめ防止等の取組に関すること
- ・いじめ防止等の取組検証、評価に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案に対する対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒への指導に関する
こと
- ・校内研修に関すること
- ・その他、いじめ防止等に関すること

<開催>

- ・週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行い、いじめ緊急対応会議を開き、いじめの認定を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った生徒に対し、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室等において学習させる措置を講じる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、島本町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会の指導の下、当該事案に対処する組織を設置し、事情聴取やその他対応を行う。
- ウ その後も上記組織を中心として、調査と対応など、教育委員会に設置されている附属機関と協力して実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) その他の留意事項

①保護者・地域他関係者との連携等

- ア 学校基本方針の策定に当たっては、保護者・地域他関係者からの参画を得る。
- イ いじめの問題の重要性の認識を広め意識啓発を図るため、学校基本方針を学校HP等で公開する。

②学校教育自己診断における取組検証

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(別添)

- 資料1 いじめ防止等に関する年間計画
- 資料2 いじめ事案（疑い含む）への初期対応手順
- 資料3 いじめ事案報告対応フローチャート
- 資料4 重大事態発生時の対応フローチャート

本校におけるいじめに対する基本姿勢

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、「いじめは決して許されない」ということを生徒及び教職員が共通認識を持ち、さらに、保護者・地域他関係者と連携を図りながら、すべての生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、組織的に取り組むこととする。

(生徒の責務)

いじめは決して行ってはならず、また放置してはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、以下に定める基本施策を踏まえ、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、組織的に、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

資料 1 いじめ防止等に関する年間計画

いじめ防止等に関する年間計画						
月			学校	生徒	保護者	地域・その他
4	生徒指導委員会（定例）	いじめ・不登校虐待防止委員会（定例）	校内研修			土曜参観
5			いじめ防止週間(生徒会) いじめ防止授業(全学年)			
6				いじめ防止取組 いじめ防止・いごこちアンケート		学校運営協議会
7				二者懇談		
			学期末集計	三者懇談		
8						
9						
10				いじめ防止取組		
11				いじめ防止・いごこちアンケート 二者懇談 学校教育自己診断		
12				三者懇談		学校運営協議会
			学期末集計			
1						
2		検証・総括	いじめ防止・いごこちアンケート 二者懇談		学校運営協議会	
3		年度末集計	二者懇談			

資料2 いじめ事案（疑い含む）への初期対応手順

① いじめシグナル(下記の例)をキャッチしたら、直ちに認知し、管理職及び生活(生徒)指導担当者に報告する。

※管理職及び生活(生徒)指導担当者は連携すること。

- (1) 本人からの訴え
- (2) 保護者からの訴え
- (3) 生活アンケートへの記載
- (4) 教職員の現場目撃情報



② 緊急いじめ対策会議を招集する。

- ・ 管理職、生活(生徒)指導担当者、担任等が集まり、短時間であっても、事実発生日・発覚日に第1回いじめ対策会議を開催すること。
- ・ 事実関係の聴取方法を検討する。複数の人間で見立て、対応方法を検討する。



③ いじめ被害者から事実関係の聴取を行う。

- ・ いじめられている児童生徒にも責任があるという考えはあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・ 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。
- ・ 事案によっては、被害者の保護者と連絡を取り、今後の方針や対策方法について理解を得る。



④ いじめ加害者から事実関係の聴取を行う。

- ・ 複数の教職員で聴取すること。



⑤ いじめの目撃者からも事実関係を聴取する。

- ・ 情報収集後、事実関係を明らかにし、いじめ対策会議を開催し、いじめを認知をする。

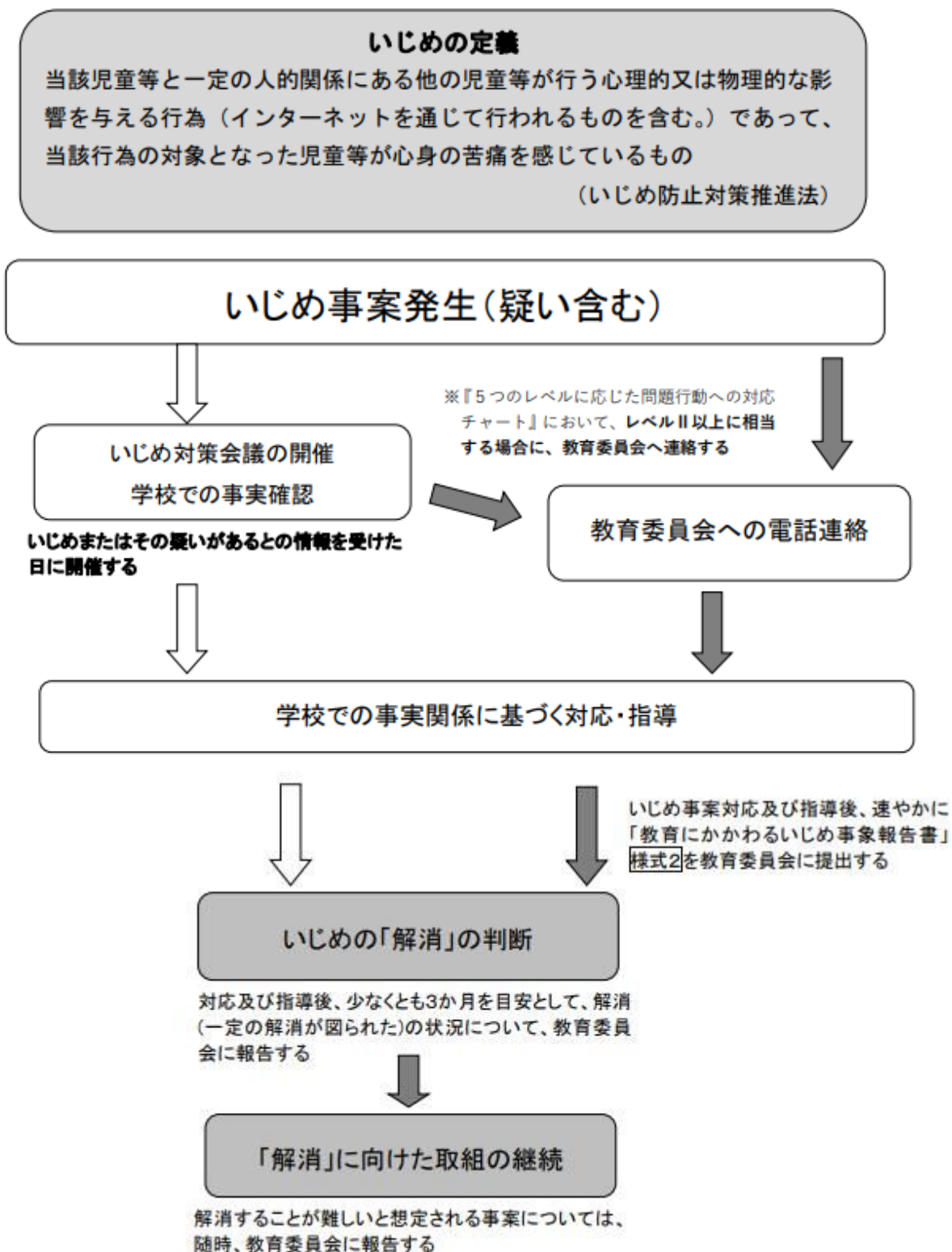


⑥ 被害者及び加害者の保護者に連絡し、今後の方針や対応について理解と協力を求める。



⑦ いじめ被害者にとって信頼できる人と連携し、いじめ被害者に寄り添い支える体制を作る。

資料3 いじめ事案報告対応フローチャート



資料 4 重大事態発生時の対応フローチャート

